

目次

- ⑧ 沖縄県共募 平成23年度事業計画
- ⑦ 第2次沖縄県社協21プラン評価結果報告
- ④ 東日本大震災に対する支援活動
- ② 東日本大震災義援金受付
ありがとうメッセージ
- ⑫ ほろニュースTOPICS
かりゆし長寿大学卒業式&入学式
地域生活定着支援センター研修会報告
- ⑭ 福祉人材研修センターニュース
- ⑮ インフォメーション
人事異動報告、寄付者芳名、他
- ⑯ 16



作品名:「新緑の頃」 撮影:照屋安子さん(北谷町)

東日本大震災に対する支援活動

3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）により犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

私たち福祉関係者は、全力をあげて被災者への支援、被災地の復旧・復興への支援活動に取り組んでまいります。

3月11日14時46分頃、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生しました。

この地震により東日本の広い範囲で強い揺れが観測され、太平洋沿岸を中心に高い津波が発生し、特に東北地方から関東地方の太平洋沿岸では大きな被害が出ています。

本会では、全国の社会福祉協議会とともに社協が有する機能を最大限に活かし、市町村社協とともに被災者の生活再建に向けた支援活動を行っています。

地震発生から今日までの本会の支援活動についてまとめました。

福島県災害ボランティアセンターへの支援

3月15日、全国社会福祉協議会の主催により「東北地方太平洋沖地震に伴う災害ボランティア活動等に関するブロック幹事県・市社協協議」が開かれ、特に被災

害の大きい岩手県・宮城県（仙台市を含む）・福島県の3県に対し、全国の社協職員の派遣による支援を行うこととなりました。

これにより、本会は九州ブロックの一員として、福島県社協及び福島県内の各地域に設置される災害ボランティアセンターの設立から運営支援について職員を派遣し、支援活動を開始することとなりました。

被災地への職員派遣については、4月18日現在までに市町村社協職員の協力者も含めて、6クール12名の派遣を行っています。

沖縄県受入被災者支援見舞金給付事業の実施

沖縄県では、県内に避難してきた世帯に対し、支援見舞金の給付を実施することにし、その相談、給付事務を本会及び市町村社協にて行うことになりました。

詳細については、**16ページ**をご覧ください。

「レポート」福島県田村市災害ボランティアの現場より

4月6日から4月11日の6日間、福島県田村市社協に設置された災害ボランティアセンター（以下災害VC）で支援活動を行いました。主な業務は、地元社協のボランティア・コーディネートターのサポートや、避難所でのボランティア活動のコーディネートでした。避難所では、地元の高校生・大学生や市民の方々を中心に、子どもスペースの運営や移送サービスの提供、傾聴活動や物資の整備等様々な活動が行われていました。そのなかで、介護の必要な方への支援について、ボランティアが果たした役割を紹介します。

■忘れられがちな要介護者

市内の避難所の一つでは約280名の住民のなかに、介護の必要な方が7名いらつしました。介護ベットの利用したり、おむつ交換が必要だったり、

夜中大きな声を出されることもあり、「介護ルーム」が配置され、7名の方々とご家族はその部屋で避難生活を送られていました。

そこには、介護福祉士の資格を持つ方や一般市民の方が、ボランティアで家族の介護負担を軽減するお手伝いをしていました。避難所に特別な支援ニーズのある方々の空間をつくることはとても大事なことです。他の避難者との情報格差が生まれ、避難者同士の助け合いの輪から忘れられたりということも起きてしまいます。ボランティアが寄り添うことで、家族介護の大変さや声にあげられていなかったニーズが拾いあげられます。「3週間お風呂に入っていない」「3食おかゆしか食べていない」「朝炊き出しがないため、おかゆを温めることができない」「ずっと便秘が続いているが、家族に負担をかけるため我慢している」「家族が介護に疲れき

緊急小口資金特例 貸付の実施

通常、低所得世帯に対して当座の生活費の貸付を行う緊急小口資金について、国は今回の震災被害の甚大さに鑑み、被災世帯もその貸付の対象に含める等の特例措置を講じました。

(1) 本県へ避難されてきた被災者に対する貸付相談
福島県いわき市より本県にいる親戚を頼って避難してきた世帯への貸付をはじめ、4月18日現在の貸付決定件数は9件となっています。

(2) 職員派遣による福島県内での貸付相談支援

災害VC支援と同様に緊急小口資金特例貸付業務においても福島県に本会職員並びに市町村社協職員を派遣して、現地での貸付相談業務支援を行っています。

被災地では市町村社協の貸付相談窓口を拡大し、集中的に被災世帯の貸付ニーズに対応しています。

ボランティア活動を 希望する県民への 情報提供

震災後、県民から被災地でのボランティア活動を希望する問合せが本会にも多数寄せられました。

被災地のボランティア募集状況や募集内容は、日々変化しています。

本会では沖縄県ボランティア・市民活動支援センターを中心に各被災地の災害ボランティアセンター開設状況や県外からのボランティア

の受け入れ態勢の整備状況など、情報収集に努めながら、災害ボランティア活動の準備&心得についても情報提供しています。

また、ボランティア活動を行う場合は、ボランティア活動保険への加入も大切であることから、活動を希望される方は、最寄りの市町村社協へのご相談をお願いしています。

詳しくは、県ボランティア・市民活動支援センターのホームページをご覧ください。

緊急小口資金特例貸付

●貸付対象

東日本大震災により災害救助法の適用となった地域並びに被災したため特例措置が必要な地域として都道府県知事が指定した地域に住所を有し、当面の生活費を必要とする世帯。(福島原発事故による避難者も含まれる)

●貸付限度額

原則10万円以内。ただし特別な場合は20万円以内。

●貸付に必要な書類

- ①本人確認及び被災地に住所を有していたことが照明できるもの。例) 運転免許証、健康保険証
- ②印鑑 ※①・②が用意できない場合でも相談可能。

●償還について

据置期間：貸付の日から1年以内
償還期間：据置期間経過後、2年以内

●貸付の相談・手続き先

避難先の市町村社会福祉協議会

って介護放棄の恐れがある」等……。このようなニーズにボランティアが対応するのですが、それだけではボランティアの負担が大きくなってしまいます。朝7時から夜までボランティアがずっとつきつきりでサポートをしている日々が続いていました。

在宅で介護保険制度を利用していた方もいまして、いなくなつた人もいます。ボランティア・コーディネーターはそれぞれの方々の状況を読みとり対応します。例えば、地元のJC(日本青年会議所)の方に電子レンジを手配して頂き、家族の方の朝のおかゆづくりが楽になりました。また、避難所の責任者である行政や地域包括支援センターにつないだり、同じ避難所にいる住民の方々へ協力を求めるような活動を行いました。避難所は「居宅」でありヘルパーを入られること、1割の自己負担について免除等の災害時の特例が必要なこ

となど、制度をしつかりと被災者へ合わせていくような提案も重要でした。

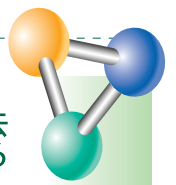
■災害ボラセンの役割とは

被災者主体の災害ボランティアセンターとは、避難されている方々の様々な個別の生活課題に、ボランティアだからできるきめ細かい丁寧な支援をつなげていくこと、そしてそこで把握した課題や必要な仕組みを、被災者支援を行う行政や他の団体へしっかりとつなげていく活動であることを痛切に感じました。

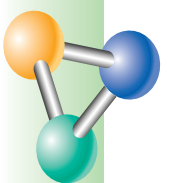
(西智子@県社協、地域福祉部、県ボラセン)



介護ルームの様子。音楽室を利用しています。



平成23年度 沖縄県社会福祉協議会 事業計画



去る3月23日の第3回理事会・評議員会にて、平成23年度沖縄県社会福祉協議会（案）及び予算（案）が審議され、承認されました。本紙では、事業計画の基本方針と重点事業について紹介いたします。なお、事業計画の詳細及び予算につきましては、本会ホームページにてご覧いただけます。

基本方針

全国的に長引く景気低迷により、依然として厳しい状況が続く雇用情勢を背景に、県内においては失業率の高止まりが続く一方、少子・高齢化の進展によって今後の急激な高齢者増加率が推計されるなど、セーフティネットの強化と福祉基盤の整備が急がれている。

また、核家族・単身世帯の増加や、伝統的な相互扶助文化の衰退などにより、地域で育まれてきた人びとの絆が薄れ、高齢者等の孤立や孤独死などが大きな社会問題となっている。

このような中で、沖縄県では、将来の目指すべき姿を描いた「沖縄21世紀ビジョン」において、心豊かに、安全で安心して暮らせる共助・共創型のまちづくりを打ち出しており、社会福祉事業関係者及びボランティア・NPO等への期待は大きい。

こうした状況をふまえ、本会では、福祉サービス利用者等の権利擁護、低所得世帯等への支援等によって、当面する福祉・生活課題の解決に取り組むとともに、市町村社会福祉協議会や福祉施設団体、ボランティア・NPO等との連携・協働を通じて地域福祉の発展を図るため、以下の事業を重点に取り組むこととする。

Ⅰ 地域福祉の推進及び福祉文化の形成

1 市町村式活動強化の支援を通じて地域福祉の充実

（1）小地域福祉活動の推進支援

小地域福祉活動の普及・推進を目指し、県内各地の特性に即した小地域福祉活動推進策について研究・検討を進めるとともに、セミナーの開催や資料集の発行を行う。

（2）コミュニティソーシャルワークの推進

コミュニティソーシャルワーク推進策の研究を進め、研究報告書を取りまとめるとともに、県内市町村社協への取り組みの促進を図る。

（3）地域福祉活動計画策定の推進

市町村地域福祉活動計画の策定促進のため、市町村社協に対し必要な助言・情報提供等の支援を行う。

（4）災害時における支援体制の整備と強化

市町村社協が大規模災害時の支援活動を迅速・的確に行うための体制整備と強化を図り、関係機関・団体との連携協働を推進する。



2 ボランティア・市民活動の充実強化

（1）市町村ボランティアセンターへの支援

市町村社協におけるボランティアセンターの機能強化とボランティアコーディネーターの資質向上に努める。

る。

（2）ボランティア活動の促進と環境整備

ボランティア活動の啓発及び活性化を図り、県民のボランティア・NPO活動への参加を促す。さらに、研修・相談などによる支援を行う。

（3）NPO活動への支援と協働

NPO活動の普及啓発と活動支援を図り、NPO活動基盤強化のための研修・相談、ネットワーキング、行政や企業との連携・協働を促進する。

（4）ボランティア学習・福祉教育の推進

市町村社協やNPO、福祉・教育関係団体等と連携して、児童・生徒のボランティア学習・福祉教育の普及を図る。



3 社会福祉施設の 地域福祉・地域貢献 活動の支援

施設サービス利用者のみならず、地域で福祉サービスを必要とする人々に対し、社会福祉施設が地域の社会資源としてその公益性を発揮できるように、種別協議会と協働して、地域福祉・地域貢献活動の普及を図る。

4 民生委員児童委員 活動の強化・支援

(1) 民生委員児童委員 活動の強化

沖縄県民生委員児童委員協議会の運営を支援するとともに、民生委員児童委員活動に必要な知識・相談技術向上のための支援を行う。

(2) 地域の福祉ネットワークにおける連携活動の推進

民生委員児童委員が地域福祉活動をより円滑で効率的に行えるよう、地域の関係ネットワークづくりを支援する。



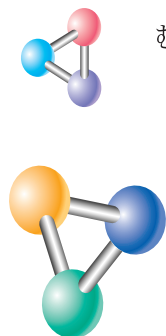
5 地域包括支援体制の 確立

誰もが住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、地域における社会資源連携による包括支援体制づくりの検討と整備を進める。

II 福祉サービス利用者及び当事者活動の支援

1 施設提供サービスの 質の向上

高齢者介護及び保育分野を中心に営利法人参入等の規制・制度改革が議論されるなか、社会福祉法人・施設には、サービス利用者及び地域住民のニーズに適切に対応する良質で安定的なサービスを提供していくことが求められており、事業従事者の資質向上に資する研修を実施するとともに、キャリアパスに対応した生涯研修体系の構築に取り組む。



2 社会福祉法人経営改 善・安定のための支援

介護保険制度・介護報酬の改定や「障がい者総合福祉法(仮称)」、「子ども・子育て新システム」の法制化等に向けた検討など、社会福祉関連諸制度の見直しに関する議論が進められるなか、社会福祉法人が安定的・継続的に事業展開するため経営改善に向けた取り組みを進める。

3 資金助成による 活動支援の推進

社会福祉振興基金の運用益等により、小規模福祉団体やNPO等に対して、的



確な事業内容の把握と厳正な審査に基づいて費用助成を行い、組織活動の強化を支援する。

4 福祉人材の養成・ 確保事業等の推進

(1) 福祉人材無料職業 紹介事業の実施

ハローワークや職能団体、福祉人材養成校との連携を強化して福祉人材の確保を図るとともに、福祉の仕事の広報啓発に努める。



(2) 社会福祉事業従事者 説明会・講習会の実施

福祉施設・事業所における人材育成担当者の養成を図るため、年間を通じた継

続研修を実施するとともに、U-25(ソーシャルネットワークサービス)を活用して、宮古・八重山地区における情報共有体制の構築を図り、施設・事業所の人事管理及び人材確保の支援を強化し、従事者の定着支援に努める。

(3) 社会福祉事業従事者確 保に関する調査研究

福祉施設等における職員退職採用実態調査及び福祉の職場を目指す学生の意識調査を実施することにより福祉分野における労働市場の課題を把握するとともに、福祉職への就労希望者と求人施設等への支援及び関係機関団体との連携を図る。

5 介護技術等の普及に よる介護意識の促進

(1) 介護・福祉用具及び住宅改修に関する知識・技術の普及講座の開催
高齢者等介護の実習等を通じて、介護知識、介護技術の普及と啓発事業の推進を図る。

(2)介護等相談、福祉用具展示及び介護実習室の充実
県総合福祉センターを拠点として、介護実習室、福祉用具の展示・相談を実施し、介護研修の充実と福祉用具・住宅改修の普及を図るとともに、関係機関・団体との連携を進め、介護実習・普及センター事業を効果的に推進する。



6 福祉サービスに関する苦情解決の推進

福祉サービス事業所や福祉施設等の苦情解決の体制整備を図るとともに、事業所段階で苦情解決が困難な案件については、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会において、迅速かつ適切な対応を図る。

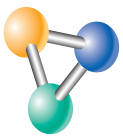
III 地域自立生活を支える福祉基盤づくり

1 低所得者等への支援

制度改正に伴い急増していた貸付件数が減少傾向にあるが、本県の経済状況や失業率の高止まりの状況等から、今後も制度の周知を図り、低所得者世帯等の自立に向けた適切な貸付を行う。また、市町村社協の担当職員、相談員の資質向上及び相談体制の充実強化に努め、世帯の実情に応じた償還指導と自立支援を図る。

2 権利擁護活動の推進

判断能力が不十分な人々の地域での自立生活の継続・実現に向けて日常生活自立支援事業の円滑な実施を図るとともに、契約待機者の解消及び市町村社協における権利擁護活動の支援に努める。



3 福祉サービスを必要とする矯正施設退所者への支援

高齢又は知的・精神的障害によって福祉サービス等の支援が必要な矯正施設退所者の円滑な社会復帰を図り、生活の安定と自立に資するため、福祉施設利用等の支援を行う。

IV 明るい長寿社会づくり

(1)高齢者の生きがいと健康づくりの推進

高齢化の進展する中、明るい長寿県づくりに寄与することを目的として、スポーツ・文化活動、実践活動につながる学習の場の提供、地域活動の担い手養成及び就業支援などの事業を通じて、高齢者の生きがいと健康づくりを推進する。

VI 広報・啓発および情報提供機能の強化

(1)福祉に関する広報・啓発および情報提供機能の強化

本会広報誌やホームページ、マスメディア等を通して、県民や福祉関係者等に対する情報提供活動を促進する。

また、本会は、今年11月に創立60周年を迎えることから、本会活動実績や社会福祉制度の変遷などをまとめた「沖縄県社会福祉協議会60周年記念誌」を発行する。



VII 経営体制・財政基盤の強化

(1)経営体制の強化

社会福祉法において、地域福祉の推進を託された県社協が、県民の福祉増進に向けて、より効果的で効率的な事業活動を展開することができるよう、理事会・評議員会機能の強化、経営の適正化と透明性の確保、会員体制の拡充及び業務推進体制の強化を図る。

(2)財政基盤の強化

県財政の逼迫とともに公費補助・委託費の縮減が進む中、本会の自主財源である会費、負担金、事業収益等の強化に取組み、安定した事業活動と組織運営の持続を図る。



第2次沖縄県社会福祉協議会21プラン最終年度を終える

5年間総括評価の結果報告

はじめに

本会では、「第2次沖縄県社会福祉協議会21プラン」の策定や進行管理、評価等を行う総合企画委員会において、本会の事務局長及び部所長で構成するワーキング・グループを設置し、評価を実施している。

今年度は、「第2次沖縄県社会福祉協議会21プラン」の最終年度となることから、これまで同様に89項目の実施計画（取組み）ごとに各担当部所での自己評価を実施するとともに、35項目の活動目標について、5年間評価を行った。

評価結果の概要

5年間評価を行った35項目の活動目標における評価結果は、全体として「実施計画（目的）が、ほぼ達成できた」とするA評価が18項目であり、「実施計画（目的）への取り組みが、一定

の成果を上げた」とするB評価が17項目となっており、第2次沖縄県社会福祉協議会21プランについては、いくつか課題を残しているが一定の成果を上げているという評価結果となった。

結果一覧の公表

毎年度実施・公表している「実施計画項目ごとの評価一覧（5年次）」及び「活動目標ごとの5年間総括評価一覧」等の詳細については、本会ホームページ「県社協概要」の中「第2次沖

基本目標別の5年間総括評価一覧
(活動目標35項目)

	基本目標	実施計画項目ごとの評価の割合 (%)
県社協の経営基盤強化	1 市町村社協との連携強化と支援の充実 (活動目標: 5件)	60% 40%
	2 県民参加による福祉社会の形成 (活動目標: 3件)	66.6% 33.4%
	3 社会福祉施設・団体への支援 (活動目標: 4件)	25% 75%
	4 社会福祉事業従事者の資質の向上と研修事業の推進 (活動目標: 2件)	100%
	5 県民への福祉サービス事業の推進 (活動目標: 4件)	75% 25%
	6 利用者の立場に立った福祉基盤づくり (活動目標: 6件)	50% 50%
	7 企画・情報機能の強化 (活動目標: 2件)	50% 50%
県社協の経営基盤強化	1 経営体制の充実強化 (活動目標: 3件)	25% 75%
	2 財政基盤の強化 (活動目標: 3件)	100%
	3 事務局体制の強化 (活動目標: 2件)	50% 50%
	4 県総合福祉センター機能への対応 (活動目標: 1件)	100%

※評価基準（ABC）説明

- A：目標がほぼ達成できた。
- B：一応の成果を上げた。
- C：取組みがほとんどできなかった。

沖縄県社協21プランにて公表している。
【担当／総務企画部】

<http://www.okishakyo.or.jp/h21plan/>

第3次沖縄県社協21プランについて

第3次プランの策定に向けては、平成22年度より総合企画委員会において検討を進めてきており、4月下旬からのパブリックコメントを募集した後、5月24日の理事会・評議員会での審議を経て、正式に決定する予定となっています。

第3次プラン（案）

では、これまでの基本的理念を踏襲しつつも、日常的な業務を除き、県社協の取り組みべき重要項目に絞った基本目標を掲げ、本県の地域福祉の展望を打ち出す内容を目指しました。また、これまでのプランにおいて二本柱としていた「県社協の経営基盤強化」部門については、「沖縄県社会福祉協議会経営基盤強化計画」として第3次プランから切り離し、策定します。

平成23年度 沖縄県共同募金会事業計画

第1 基本方針

人口減少や少子高齢社会等への対応として、国においては社会保障や社会福祉分野の制度改正が進められているが、地域では経済格差や孤立・孤独世帯の増加とこれに起因すると思われる孤独死、自殺者の増加、高齢者・児童への虐待等深刻な問題が顕在化してきている。

このような中で、公的な制度施策や財源のみでは解決できない地域の様々な課題解決に対しては、住民相互の支え合いの仕組みによる住民主体の支援活動の構築が急がれており、その活動を財源面で支援する共同募金の役割に大きな期待が寄せられている。

地域の課題解決推進財源

として大きな役割が期待されている共同募金であるが、本県においては平成9年度をピークに実績額の減少が続いている。

そこで今年度は、地域福祉推進の中核的組織である県社協や市町村社協との協働で、引き続き支会・分会の「共同募金委員会」への組織改編等共同募金改革を進め、基盤強化を図るとともに、募金実績の減少に歯止めをかけ、地域福祉の充実発展に寄与することを目標に次の事業を重点に実施する。



赤い羽根共同募金運動

1 共同募金委員会（支会・分会）の基盤強化

- ① 中央共同募金会の共同募金改革と連動し、県社協や市町村社協との協働で支会、分会を「共同募金委員会」に組織改編して、共同募金機能の強化を図る
- ② 共同募金委員会（支会・分会）の基盤強化の検討を行った「あり方検討委員会」の提言の実施に向けて「提言検討委員会」を設置し、その事業化を図る
- ③ 共同募金委員会（支会・分会）の正副会長・事務局長会議や事務局長・職員研究協議会を開催して役職員の資質の向上を図る
- ④ 共同募金委員会（支会・分会）の内部監査の徹底と指導調査等を通して

て円滑適正な事務処理を図る

- ⑤ 共同募金委員会（支会・分会）が独自に実施する研修会や募金説明会等に本会役職員を積極的に派遣する

2 募金趣旨の徹底と広報活動

- ① 共同募金委員会（支会・分会）に募金ボランティアの研修会として、共同募金説明会の開催を呼び掛けるとともに、積極的に参加し、募金趣旨の徹底と増額を図る
- ② 共同募金運動に対する県民の理解を得るために、市町村社協をはじめ受配施設団体に対し、助成金を活用して実施する事業や活動である旨の広報や赤い羽根シール等の掲載の徹底を図る
- ③ 全国共通資材（赤い羽根ポスター、募金箱等）や本会作成のチラシ等を活用して広報活動の強化を図る

- ④ 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアを活用しての広報活動の強化を図る
- ⑤ 各募金種別ごとに応募率を高めるための研修会等を開催して、募金の増額を図る

3 助成事業・使途の明確化

- ① 助成事業の緊急性、重要性を公平に調整し、助成額の適正化を図るために配分委員会を開催する
- ② 受配事業であることを広く県民に広報するために「赤い羽根シール」や「赤い羽根表示板」等による助成明示の徹底を図る
- ③ 本会のホームページに、募金実績をはじめ助成事業や助成使途を掲載してその明確化を図る
- ④ 受配施設・団体の広報紙による受配事業の紹介と本会へのありがとうメッセージの提供の徹底を図る

4 社会福祉協議会との積極的協働活動の展開

- ① 共同募金委員会（支会・分会）の事務局を当該市町村社協が担っていることもあり、共同募金運動と歳末たすけあい運動を一体となつて展開する
- ② 住民主体の民間福祉活動を推進する県社協をはじめ、各市町村社協との協力関係を一層強化し、協働して地域課題解決のための活動を展開する
- ③ 県社協や県社協の各種別協議会の開催する研修会等で、共同募金の広報宣伝に努める

第2 事業実施計画

1 共同募金委員会（支会・分会）の基盤強化

- ① 県社協との協働で各支会、分会を「共同募金委員会」に組織改編し、施設団体をはじめより多くの関係

機関団体の参画を得て組織基盤の強化を図る

- ② 県社協、市町村社協との連携を密にして、共同募金委員会（支会・分会）の適正、円滑な事務処理を図る
- ③ 共同募金委員会（支会・分会） 正副会長・事務局長会議や事務局長・職員研究協議会を開催して「共同募金改革」についての意識の高揚を図る
- ④ 共同募金委員会（支会・分会） や市町村社協が実施する各種研修会や会議、共同募金説明会等に役職員を積極的に派遣する
- ⑤ 共同募金委員会（支会・分会）の指導調査並びに内部監査の徹底を図る

2 募金趣旨の徹底と広報活動

- ① 赤い羽根空の第一便メッセージ伝達式の開催
- ② 宮古・八重山への赤い羽根空の美ら島便の実施
- ③ 共同募金委員会（支会・分会）に全国共通資材（赤

い羽根、ポスター、壁新聞、募金箱）等の積極的活用を促し、共同募金の趣旨の徹底と募金の増額を図る

- ④ 広報用チラシを作成し、共同募金委員会（支会・分会）を通して各世帯を始め、企業（法人）や職域、学校等へ配布し広報に努める
- ⑤ 報道機関との連携を強化し、二ユースソースを積極的に提供するとともに、テレビやラジオのスポット放送をお願いする
- ⑥ 福祉童話や壁新聞やビデオテープ等を活用して学校での福祉教育に努める
- ⑦ 共同募金委員会（支会・分会）や市町村社会福祉協議会連絡協議会が実施する広報イベントやセレモニーに積極的に参加協力をする
- ⑧ 各施設団体へ、共同募金委員会（支会・分会）が実施する街頭募金や法人募金等の募金ボランティアとして積極的に参加するよう呼びかける

3 助成事業・使途の明確化

- ① 助成申請事業の緊急性、重要性を公平に総合調整し、助成額の適正化を図るために配分委員会を随時開催する

- ② 助成事業や助成結果を広く県民に広報するためにホームページに掲載するとともに、マスコミ各社へ二ユースソースを提供する

- ③ 助成内定事業所や募金者、募金ボランティアが一堂に会するパートナーミーティングを開催する

- ④ 助成事業への「赤い羽根シール」や「赤い羽根表



赤い羽根共同募金運動

- 示板」掲示の徹底を図る
- ⑤ 助成施設、団体の機関紙等による助成事業の広報と本会へのありがとうメッセージ提供の徹底を図る
- ⑥ 市町村社協へ助成事業並びにその経理状況調査指導を強化する

4 社会福祉協議会との積極的協働活動の展開

住民主体の民間福祉活動を推進する県社協との連携を尚一層強化し協働して次の事業を実施する。

- ① 第54回沖縄県社会福祉大会の開催
- ② 歳末たすけあい運動の共催
- ③ 県社協との協働で各支会、分会の「共同募金委員会」へ組織改編を図る
- ④ 共同募金委員会（支会・分会）事務局長並びに職員研究協議会の共催
- ⑤ 共同募金委員会（支会・分会）事務指導への協力
- ⑥ 福祉情報おきなわ」等の各種資料の共同発行

5 歳末たすけあい運動の実施

- ① 本会と県社協が共催し、共同募金委員会（支会・分会）並びに市町村社協が実施主体となつて運動を展開する
- ② 各報道機関の協力を得て、県民へ運動の趣旨の周知と寄付金の受付をお願いする
- ③ 寄付金は、運動の趣旨に沿つて地域の支援活動等に効果的に配分するとともに、交付式を開催して県民への広報に努める

6 災害たすけあい運動の実施

- ① 県内、県外で「災害救助法」が適用される等の大規模災害が発生した場合における義援金募集と被災地共同募金会への送金
- ② 「災害支援制度実施要領」に基づく災害積立金の被災地共同募金会への拠出
- ③ 被災地や中央共同募金会の要請による災害救援ボ

ランテアの派遣

7 民間資金要望調査の実施

次年度の共同募金目標額の設定等のため、民間福祉施設・団体をはじめ、NPO、小規模作業所等を対象にその活動や事業に必要な資金需要調査を実施する。

8 指定寄附金の取り扱い

共同募金以外の個人や法人から寄附先を指定された指定寄附金（大蔵省告示第154号4の2及び自治省告示第66号に該当する寄附金）を取り扱い、中央審査が必要なものについては、その進達を行う。

9 公益資金補助事業の取り扱い

各種公益補助事業の取り扱い窓口として、推薦委員会を設置して要望事業を審査し、重要かつ緊急度の高い事業から順次推薦すると

ともに、情報提供をする。

- ① JKA公益補助事業
- ② 中央競馬馬主社会福祉財団助成事業
- ③ 車両競技公益資金記念財団助成事業
- ④ 公益資金補助事業に係る情報提供

10 顕彰の実施

- ① 共同募金や歳末たすけあい運動に功労のあつた個人並びに法人等に対し、県社会福祉大会会長表彰への推薦
- ② 「共同募金感謝の集い」を開催し共同募金や歳末たすけあいへの多額寄付者等に対し感謝状の贈呈
- ③ 厚生労働大臣、中央共同募金会会長表彰・感謝状の申請

11 関係機関団体との連携強化

- ① 沖縄県社会福祉協議会との連携
- ② 中央共同募金会並びに都

道府県共同募金会との連携

- ・ 中央共同募金会の研修会や会議等への参加
- ・ 中央共同募金会の評議員会への出席
- ③ 九州ブロック各県共同募金会との連携

- ・ 九州各県共同募金会常務理事・事務局長会議への参加
- ・ 九州各県共同募金会職員研究協議会への参加

12 情報開示の推進

本会の事業運営の透明性を一層推進するために、ホームページによる公開のほか情報公開規程に基づき情報の開示を行う。

13 共同募金配分委員会をはじめ、公益資金助成事業推薦委員会等を概ね次の通り開催する。

- ① 共同募金配分委員会 年2回
- ② 公益資金助成事業推薦委員会

14 会務の運営

- ③ 提言検討委員会 年2回
 - ① 理事会 年3回
 - ② 評議員会 年3回
 - ③ 監事会 年1回
- 会務の効率化を図り円滑な運営を行うため、理事会、評議員会並びに各種委員会を概ね次のとおり開催する。



歳末物品ケーキ配分



©中央共同募金会

「東日本大震災」義援金受付中 !!

3月11日に発生した東北地方太平洋沖を震源とする地震により、大規模な災害が発生し多数の死傷者、行方不明者を出し家屋の損壊等の被害をもたらしました。

本会では中央共同募金会を中心に義援金を募集することになりました。

なお、この度お寄せいただく義援金は、中央共同募金会へ送金し関係機関で構成される義援金配分委員会で決定後、全額被災者に配分される予定です。

1. 受付口座

銀行名	支店名	預金種目	口座番号
沖縄銀行	石嶺支店	普通預金	1 4 1 2 2 8 1
琉球銀行	石嶺支店	普通預金	3 3 5 4 0 8
沖縄海邦銀行	汀良支店	普通預金	0 1 8 7 9 4 5
沖縄県農業協同組合	首里石嶺支店	普通預金	0 0 2 1 6 2 3
コザ信用金庫	安里支店	普通預金	0 1 4 3 8 4 3

2. 口座名義 (福) 沖縄県共同募金会 ※各銀行・農協・信用金庫とも同一名義です

3. 振込み手数料について

- ・上記銀行の窓口での振込み手数料は、受付期間中同一銀行内に限り免除となります。
- ・沖縄銀行と琉球銀行はATM(機械振込)でも、受付期間中同一銀行内に限り免除となります

4. 税制措置

- ・金融機関の払込金受領書(ATM含)をもって、税制上の優遇処置(所得税・法人税・個人住民税)の適用対象となっております。沖縄県共同募金会の領収証が必要な場合は連絡いただければ、入金確認後に郵送いたします

5. 受付期間 平成23年3月14日(月)～9月30日(金)



©中央共同募金会

新しい機械を使えて、仕事の効率が良くなり、草刈作業がはかどっています。所員は、新しい機械を喜んで使っており、暑くて大変な草刈作業ですが、楽しんで仕事しています。あたたかい皆様の募金で機械をそろえる事ができました。これからも作業を頑張っていきますので、ご支援・ご協力をお願い申し上げます。本当にありがとうございます。

●団体名
特定非営利活動法人
くらしき

●事業名
管理機購入事業

●配分額
281,000円



ありがとうメッセージ

沖縄県共同募金会
TEL 098-882-4353
FAX 098-882-4270
<http://www.okishakyoo.or.jp/html/kyoubo/>



平成22年度
かりゆし長寿大学校卒業式

去る3月2日、県総合福祉センターゆいホールにおいて平成22年度沖縄県かりゆし長寿大学校（第20期）の卒業式が行われた。

20回を迎えた今回の卒業式は専門学科制移行後初の卒業生を送り出すもので、火曜・木曜各コース3学科それぞれ合わせて177名が大学校での思い出を胸に卒業式に臨んだ。

式では卒業証書授与の後新垣学長より「本校で学ん



▲学長より卒業証書授与



▲式典風景

だ成果を積極的に発揮し、豊かな長寿社会を支える活力あるシニアの一員として各地域で活躍することを大いに期待いたします。」と卒業生を激励した。

また、卒業生を代表して、木曜コース生活環境学科の銘苅春榮さんが「同窓会の皆様と共に、ボランティア活動への参加など、社会に貢献するアクティブシニアとして、それぞれの地域において実践することを誓います。」と力強くあいさつした。

式典終了後、卒業生はお祝いに駆け付けた家族や友人に囲まれ祝福の握手や花束を受け、仲間と記念撮影するなどして互いの門出を祝いながら別れを惜しみつ

つ、通いながれた学び舎を後にした。
本大学校の卒業生はこれで2306名となった。

かりゆし長寿大学校
第21期生入学者抽選会

当選倍率2・7倍

平成23年度（第21期）のかりゆし長寿大学校入学者抽選会が去る3月7日、8日、9日、県総合福祉センターゆいホールにて行われた。

平成3年に開校し、今回で21年目に入るかりゆし長寿大学校。「有名大学より入るのが難しい」と言われるほど競争倍率が高い状況である。

また、かりゆし長寿大学校は地域活動の担い手の育



▲抽選を待つ応募者

成を目指し、昨年度より専門学科制を取り入れ、実践的な講義内容を多くするなど、充実したカリキュラムとなっている。

一般抽選枠は150名で、地域文化学科・健康福祉学科・生活環境学科の各学科男女25名を決める抽選会が3日間の日程で行われた。



▲本抽選

応募総数は398名、男性定員75名に対し、138名、女性定員75名に対し260名の応募者があった。

抽選会当日、受付、予備抽選を終え、いよいよ恒例のガラポン本抽選へ。一人ひとり期待と緊張の面持ちの中、当選を祈り抽選へ挑んだ。

生涯学習、知識の向上、

仲間を作りたい、地域に貢献したいなどそれぞれの思いで応募し、赤玉が出るのをお願いながら抽選器の前へと進み、祈りを込めて抽選器を回す。当選の赤玉を引き当て歓喜の声を上げ、全身で喜びを表す方、5回目の挑戦でやっと赤玉を引き当て涙を流す方、7回目の挑戦で赤玉を引き、ほっと安堵の表情を見せる方もいれば、落選の白玉に肩を落とし、ため息を漏らす方など応募者の大学校への思いが現れた抽選会となった。

今回当選された方々は、

4月15日（金）に行われた入学式にて晴れて長寿大学校生となった。



▲赤玉が出て喜びあふれる当選者

罪を繰り返す高齢者・障害者の理解と支援を考える
 〔地域生活定着支援事業研修会〕

平成23年3月4日（金）

県総合福祉センターにおいて、「罪を犯した高齢者や障害者に対する支援」について共通理解を深めることを目的に、地域生活定着支援事業研修会を開催した。

当日は、県内の福祉事業所等の職員八十名余りが参加し、全国に先駆け開設された長崎県地域生活定着支援センター所長補佐の伊豆丸剛史氏による講話を通して、罪を犯した高齢者や障害者について理解を深めた。

罪を犯した高齢者、障害者の背景

講師の伊豆丸氏は支援する中で耳にした、「刑務所から出るのが怖かった」「罪を犯さざるを得なかった」などの累犯高齢者、障害者の声を紹介し、刑務所の中には、生きる力が弱い高齢者が数多くいる現状について話された。また、支援していく中で、制度の不備や社会資源の欠落等も出て

は福祉に繋がれるべき人たちであることから、「罪を償った後の人生は福祉の力で支えていく必要があるのではないか」と訴えた。



▲講師を務める伊豆丸剛史氏

支援事例から

研修会後半の更生保護施設、福祉事業所、定着支援センターからの事例報告では、刑務所退所後から受け入れ先事業所までの支援経過のなかで、触法障害者の背景にある孤独・困窮・犯罪・排除と「負の連鎖」の実態が明らかにされた。「累

犯」については、各関係機関で連携を図り、個人の問題としてではなく、社会全体の問題として捉え支援を重ねていくことの必要性を確認した。

アンケートより

参加者からは、「再犯防止」もちろんだが、その人の幸せのために支援していく」「福祉サービスのあつせんではない」「私たち福祉従事者は、その人の幸せのための支援という同じ目標をもって支援していくことが大切」などの声があり、支援の在り方について理解を深めたことが伺えた。



▲講による会場風景

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険

全国170万人
加入!!

<http://www.fukushihoken.co.jp>



特長は

- 活動場所と自宅との往復路上の事故も補償
- 酔っ払い（日酔い・酩酊）による障害も補償
- ボランティア自身の食中毒や特定感染症も補償
- 地震など天災によるケガも補償（火災タイプ加入の場合）

ボランティア行事用保険

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償！

福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償！

送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償！

年間保険料 Aプラン…280円 Bプラン…420円 天災タイプもあわせて

Bプランの補償金額、補償内容などの詳細は、専用のパンフレットをご用意しておりますので、最寄代理店にお問合せください。

お申し込み、お問合せは、お住みの地域の社会福祉協議会へ

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

この保険は、全国社会福祉協議会が各地に設置している支会・分会で扱っています。

取扱会社に 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0010 東京都千代田区有明3丁目3番2号 創設者ビル17F
TEL:03(3581)4867 FAX:03(3581)4783
（伊豆丸剛史代表取締役） 日本興亜損害保険株式会社

ソウェルクラブおきなわ 会員交流事業等 の感想

今年度のソウェルクラブ会員交流事業及び各種講習会を振り返って、ソウェルクラブ加入法人施設の福利厚生担当にアンケートを実施しました（アンケート回収率51.2%）。今年度の各会員交流事業において満足度（未記入を除く）は8割以上と高く（やや満足を含む）、中でも映画鑑賞券は、昨年度より会員負担額は上がったものの、9割の満足度を示しており、会員からのニーズの高さがうかがえました。そして、離島のみではありますが、図書カードにおいても購入した会員から100%の満足度を示していました。また、各種講習会においては、パ

ソコン講習会で87%、広報講習会で72%と両講習会とも高い満足度を示していました。

アンケートの中では、今年度に継続してほしい会員交流事業と講習会の希望にも回答していただきました。その結果、今年度の会員交流事業の多くを継続希望していました。各種講習会でも両講習会を次年度も継続を希望しており、また、この両講習会以外にも新たにメンタルヘルス講習会を希望する団体も多くありました。

ソウェルクラブにおける会員交流事業は、会員個人の心身のリフレッシュを図る側面と会員同士等の交流を図るという側面があります。昨年度初めて会員交流事業に取り入れたボウリングチケット助成事業の中では、事業所対抗ボウリング大会というもう一つの企画を設け、職場内のみならず職場外の交流につなげられるよう後者の側面を担えるようにしていました。事業

所対抗ボウリング大会においては14団体が申込み、そのうち5団体がスコアを福利厚生センター沖縄事務局まで提出していました。結果は以下の通りとなっています。

【団体順位(上位3団体)】

1. ケアハウスばすきなお 148.4点
2. うるま市社会福祉協議会以下、うるま市社協と記す 136点
3. こひつじ保育園 124点

【男女別個人戦(団体名)】

1. 崎原盛史（緑樹会） 194点
- 知念雅代（緑樹会） 215点
2. 宮里司（うるま市社協） 191点
- 高嶺真奈美（緑樹会） 204点
3. 霜島泰宏（ケアハウスばすきなお） 183点
- 伊波あかね（うるま市社協） 193点

個人及び団体ともに表彰された上位3位の会員には、

各々景品が贈呈されています。

本事業を利用したうるま市社協では、本事業を活用して職場内の交流を兼ねたボウリング大会を実施して大会を盛り上げていました。また、事業所対抗ボウリング大会の団体賞として得た景品を利用してグランドゴルフ大会を実施していただきました。現在、今後もこのような交流の場を継続できるように互助会創設を検討しているようです。

うるま市社協と同様に交流を目的に取り組んでいる団体がいくつかありました。沖縄県社会福祉協議会においても新任職員の歓迎会をかねてボウリング大会を実施しました。職員の家族等会員でない職員も参加したり、職場内では見せない一面が見られたりとゲーム得点を競いながらも充実した交流の場を設けられたという印象を抱きました。

職員間の交流の場をもつことは親睦を深め、職場環境作りに資することにつな

がります。ボウリング事業に限らず、会員の皆様が会員交流事業を利用し、職場環境作りの一助として役立てていただけることこそ会員交流事業の意図するところです。今後ともソウェルクラブをよろしく願います。



▲チケットを利用して、職員の交流を図った県社協



▲個人・団体ともに表彰されたうるま市社協

介護福祉士等修学資金貸付 制度からのお知らせ

超高齢社会にある現在、高齢者の増加に伴い介護・福祉サービスのニーズが高まっています。特に沖縄は長寿県であり、福祉・介護の人材確保は喫緊の課題となっています。

このような中、沖縄県社会福祉協議会では福祉・介護の現場で活躍したい学生を支援するため、修学資金

の貸付を行っております。

対象は県内の介護福祉士又は社会福祉士の養成施設へ通う学生で、養成施設を卒業後、5年間県内の指定の業務に従事すると返済免除となります。

詳細については、福祉人材研修センター又は各指定養成施設へお問い合わせください。

**介護福祉士
社会福祉士を
目指すあなたへ**

国が全額支援する
**介護福祉士等
修学資金貸付制度**
5年間の介護・福祉従事事で返済免除！

返済免除を目指す、2つのパターン

貸付額	返済期間	返済額
5万円	5年	20万円
20万円	5年	20万円

下記条件を満たす学生が対象となります

条件	内容
1. 年齢	18歳以上27歳未満
2. 学歴	高校卒業以上
3. 収入	世帯年収が一定以下
4. 学費	一定以上
5. 志望	介護福祉士等を目指す

沖縄県介護実習・ 普及センター *展示品のご紹介*

福祉用具展示場には車いす、介護用ベッド、ポータブルトイレをはじめ、介護に関わる様々な福祉用具を展示しています。

今回はその中から介護用ベッドやマットレス等についてご紹介いたします。

安眠は、健康生活の基本です。中でもベッドはその機能、使いやすさと安全性からみても、ぐっすり寝るためのみならず高齢者にとって快適で、介護する人に

も使いやすいものでなければなりません。

介護用ベッドは、ベッドの背が上がりたり、ベッドの高さが変わったり、機能面も重要ですが「寝心地」も大切なのです。なぜなら、ベッドとは、基本「寝るための用具」だからです。

それに最も直結するのは、

「マットレス」です。寝たきりの方など長時間ベッドで過ごされる方には、「エアマット」をお勧めします。「エアマット」とは、マットの空気圧を調整することにより、床ずれ防止につながる優れたものです。

また、ベッド上で寝返り



や起き上がりができる人、そしてベッドに腰を掛けられる人は、ある程度硬めのウレタン製のマットレスがよいでしょう。

マットレスは、それぞれの状態に合ったものを使ってください。

沖縄県介護実習・ 普及センター *定期講座のご案内*

一般県民対象講座

はじめようシリーズ1

5月25日～6月22日

9月28日～10月26日

はじめようシリーズ2

8月3日～8月31日

11月16日～12月21日

介護従事者対象講座

スキルアップシリーズ

7月1日～7月29日

9月2日～9月30日

お問い合わせ先

県介護実習・普及センター

電話 098-882-1484

FAX 098-882-1486

▼福祉人材研修センター所
長大木陽一郎（民生部副部
長）▼地域福祉部部長・福

【昇任】

4月1日付にて、次のと
おり職員の異動等がありま
したので、お知らせいたし
ます。（カッコ内は旧職）

沖縄県社協人事異動

社サービス運営適正化委員
会事務局長（兼）高良正樹
（地域福祉部副部長）▼地
域福祉部副部長 久根次薫
（民生部主査）▼民生部主
査 新崎盛信（福祉人材研
修センター主任）▼福祉人
材研修センター主任 與儀
隆一（福祉人材研修センタ
ー主事）▼施設団体福祉部
主任 儀間健一郎（施設団
体福祉部主事）

【異動】

▼総務企画部部長 嘉陽孝
治（地域福祉部部長・福祉
サービス運営適正化委員会
事務局長（兼））▼民生部
部長 前東弘教（総務企画
部部長）▼いきいき長寿セ
ンター所長 渡名喜邦夫（民
生部部長）▼総務企画部副
部長（総合福祉センター兼務）
仲村安弘（総務企画部副部
長）▼福祉人材研修センタ
ー副所長 上間直子（施設
団体福祉部副部長）▼福祉

沖縄県受入被災者支援見舞金給付事業

●対象者

震災等の影響により、沖縄県内に避難し、当分の間（1ヶ月以上）県内において居住・滞在する者で、①又は②に該当する世帯

①[岩手県、福島県、宮城県] 地震や津波により、住居が半壊や全壊し、り災証明書を有する者

②[福島県] 原子力災害による避難・屋内退避の指示対象区域（平成23年4月21日以前の指定区域）又は、平成23年4月22日新たに指定された計画的避難・緊急的避難準備対象区域に居住し、被災証明書を有する者

●給付金額

20万円（※但し、単身者については10万円）

1世帯、1回限りの交付となります。

●申込期間

平成23年4月26日（火）～平成23年6月30日（木）まで

●申込み先・問合せ先

避難先の市町村社会福祉協議会の窓口

●申込みに必要な書類

①り災証明書・被災証明書（福島県に限る）及び、本人確認及び被災地に住所を有していることを確認できる書類（運転免許証など）

②印鑑 ※準備できない場合も相談に応じます。

●送金について

原則、指定の金融機関口座（本人名義に限る）へ振込みます。

※金融機関の口座使用が出来ない場合も相談に応じます。

人材研修センター主査 新
川伸一（施設団体福祉部主
査）▼地域福祉部主事 外
間沙季（施設団体福祉部主
事）

【新規採用】

▼施設団体福祉部主事 仲
村政利▼民生部主事 片桐
千佳▼福祉人材研修センタ
ー主事 鶴田美智留▼福祉
サービス運営適正化委員会
主事 西平有希

【県へ復職3月31日付】

▼医務課副参事兼沖縄県立
看護大学副参事 鉢嶺清典
（いきいき長寿センター所
長）▼総務私学課副参事（福
縄県文化振興会宮城正祐（福
祉人材研修センター所長）
▼県民生活課班長 新城伴
子（福祉人材研修センター
主幹）▼コザ児童相談所主
査 宮平美穂子（いきいき
長寿センター主査）▼沖縄
県教育委員会主任 金城直
哉（福祉人材研修センター
主任）

寄付・寄贈者芳名

（2月8日～4月12日）

- 住友生命保険相互会社
沖縄支社 様
- （財）垣花奉頌会 様
- 当間 嗣周 様
- 伊藤 孝一 様

表紙の写真

作品名「新緑の頃」



撮影者 照屋安子氏

かりゆし長寿大学校を
今年3月に卒業した20期
生の照屋さんが、写真仲
間と自主的に撮影会に出
かけ撮影した本作品は、
昨年閉園した東南植物楽
園での作品で「貴重な一
枚になりました」と嬉し
そうに話してくれた。

編集後記

がんばろう東北、がんばろ
う日本、がんばろう社協！